

随意契約の理由書一覧 令和5年11月発表分

契約日	件名	契約金額 (税込)円	契約業者名	工期	随意契約理由 自治令第167条 の2第1項
10月2日	館山さざなみ学校散水設備改修 工事	19,805,280	昭和設備株式会社	令和6年3月15日	5号
10月25日	久原小学校昇降機設備改修工事	36,476,000	ダイコー株式会社	令和6年9月30日	2号
10月30日	水質浄化施設修繕工事(洗足池)	18,445,900	水ingエンジニアリング 株式会社 首都圏支店	令和6年3月15日	2号
11月2日	本庁舎2階南側屋上防水改修工 事	7,634,000	大田建設業協同組合	令和6年3月15日	2号
11月27日	大田区総合体育館舞台照明設備 改修工事	59,400,000	丸茂電機株式会社	令和6年12月13日	2号

※ 自治令第167条の2第1項第2号

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

自治令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

自治令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

自治令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

自治令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき